

## 第22期第20回福島海区漁業調整委員会次第

日 時 令和6年12月2日(月) 13:30～  
場 所 福島県水産資源研究所 3階大会議室  
(相馬市光陽一丁目1-14)

1 開会

2 会長挨拶

3 出席状況報告

4 議事録署名人選出

5 議 題

(1) 議案

議案第1号 福島県資源管理方針の変更について(諮問・答申)

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ、まいわし太平洋系群及び  
かたくちいわし太平洋系群)(諮問・答申)

議案第3号 福島県漁業調整規則の一部改正について(諮問・答申)

(2) 報告事項

ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について

6 閉会

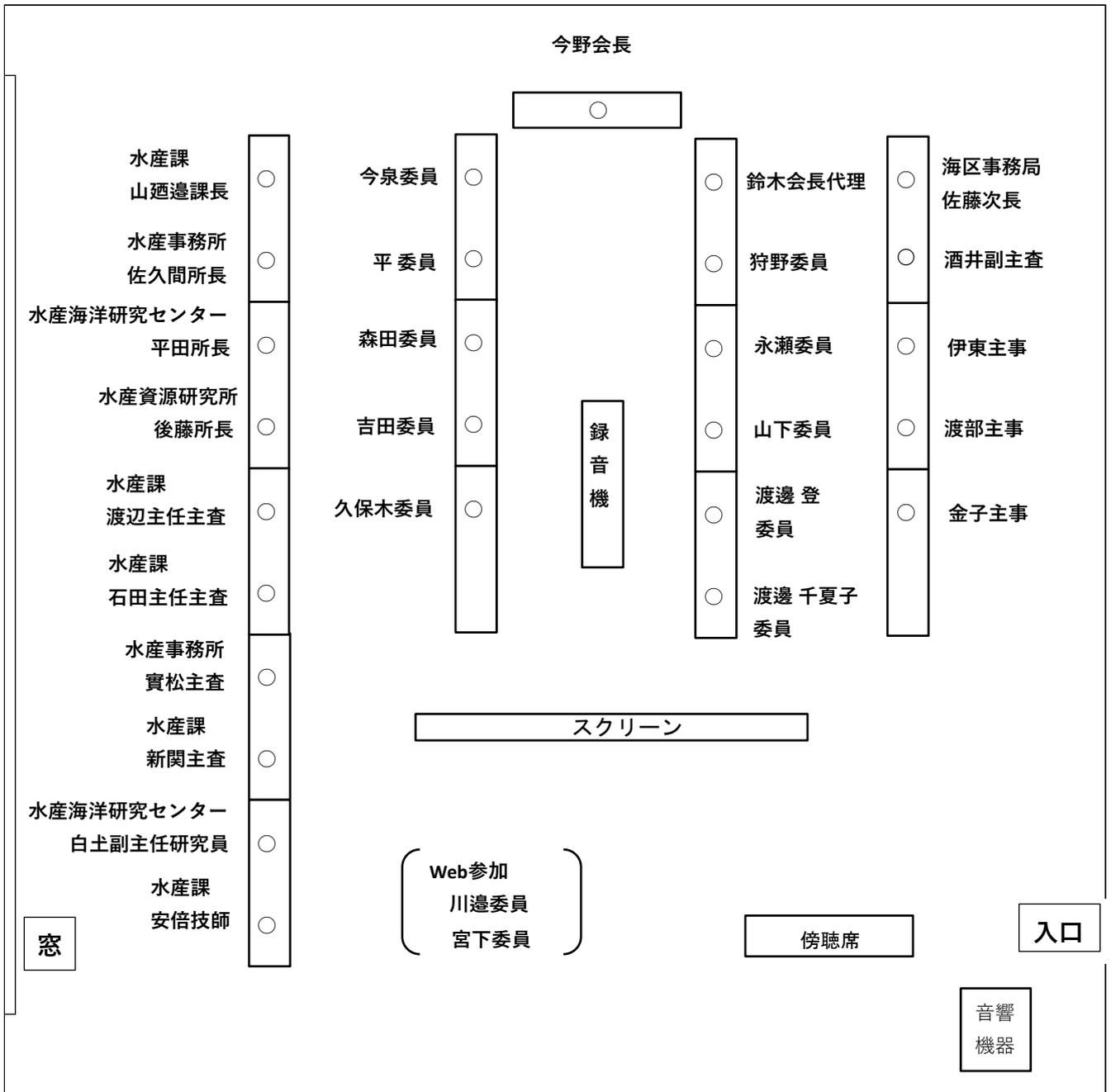
第22期第20回福島海区漁業調整委員会 出席者名簿

日 時 令和6年12月2日(月) 13:30～  
場 所 福島県水産資源研究所 3階大会議室

海区漁業調整委員会委員			知事部局・海区事務局職員等		
選任区分・役職	氏名	会場	所属及び職名	氏名	会場
漁業者(会長)	今野 智光	会場	水産課長(併) 海区事務局長	山廻邊 昭文	会場
学識経験(会長代理)	鈴木 哲二	会場	水産課主任主査	渡辺 透	会場
漁業者	今泉 浩一	会場	水産課主任主査	石田 敏則	会場
漁業者	狩野 一男	会場	水産課主査	新関 晃司	会場
漁業者	平 仁一	会場	水産課技師	安倍 裕喜	会場
漁業者	永瀬 哲浩	会場	水産事務所長	佐久間 徹	会場
漁業者	森田 政利	会場	水産事務所主査	實松 敦之	会場
漁業者	山下 博行	会場	水産海洋研究 センター所長	平田 豊彦	会場
漁業者	吉田 康男	会場	水産海洋研究セン ター副主任研究員	白土 遼輝	会場
漁業者	渡邊 登	会場	水産資源研究所長	後藤 勝彌	会場
学識経験	川邊 みどり	WEB	海区委員会事務局 次長(業務担当)	佐藤 太津真	会場
学識経験	久保木 幸子	会場	〃 副主査	酒井 理沙	会場
学識経験	渡邊 千夏子	会場	〃 主 事	伊東 亮太	会場
中立	宮下 朋子	WEB	〃 主 事	渡部 もも	会場
			〃 主 事	金子 正子	会場

# 第22期第20回福島海区漁業調整委員会 席次

日時 令和6年12月2日(月) 13:30～  
場所 福島県水産資源研究所 3階大会議室



福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）



6 生流第 3 2 6 5 号  
令和 6 年 1 1 月 1 5 日

福島海区漁業調整委員会 会長 様

福島県知事



福島県資源管理方針の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 14 条第 9 項の規定に基づき福島県資源管理方針を別紙のとおり変更したいので、同条第 10 項において準用する同条第 4 項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部 水産課 技師 安倍 電話 024-521-7376）

## 資源管理方針変更の概要について

### 1 変更の概要

特定水産資源へ「かたくちいわし太平洋系群」が追加（R6.11.1 開催 水産政策審議会 第133回 資源管理分科会において諮問・答申）となり、漁獲可能量の配分（92,000 トンの内数）が見込まれることとなったことを受け、令和7管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するため、福島県資源管理方針の別紙に「かたくちいわし太平洋系群」を追加する。

### 2 根拠法令等

- ・ 漁業法第14条第9項（県資源管理方針の変更）
- ・ 漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）

### 3 変更の必要性

特定水産資源となった「かたくちいわし太平洋系群」の令和7管理年度（令和7年1月1日～令和7年12月31日）当初配分数量について、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めることとなるが、その範囲内において、知事が策定する県資源管理方針に即して、知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。

### 4 主な変更の内容

福島県資源管理方針に「かたくちいわし太平洋系群」の資源管理方針を別紙1－8として新たに追加する（記載の方法は、「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」によった）

福島県資源管理方針 新旧対照表

改正案	現行
<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日 改正 令和3年7月1日 改正 令和4年3月29日 改正 令和6年3月26日 改正 令和6年6月28日 改正 令和6年 月 日</p> <p>第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての 具体的な資源管理方針は「別紙1-1 ころまぐろ（小型魚）」から「別紙1-8 かたくちいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-4）～（別紙1-7）略</p>	<p>福島県資源管理方針</p> <p>漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。</p> <p>福島県知事 内堀 雅雄</p> <p>令和2年12月1日 改正 令和3年7月1日 改正 令和4年3月29日 改正 令和6年3月26日 改正 令和6年6月28日</p> <p>第1～第7 略</p> <p>第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 ころまぐろ（小型魚）」から「別紙1-7 くだら本州太平洋北部系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-4）～（別紙1-7）略</p>

<p>(別紙 1 - 8)</p> <p>第 1 特定水産資源</p> <p>かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下、この別紙の第 2 から 3 において同じ）</p> <p>第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>福島県かたくちいわし太平洋系群漁業</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>① 水域</p> <p>②の对象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業</p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで</p> <p>第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。</p>	<p>(新設)</p>
---	-------------

(新設)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす(体色が銀色のもの以外のものをいう)を漁獲対象とする漁業については、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合におけるしらすを漁獲対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類において、同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
機船船びき網漁業のうち、しらすお、こうなご(通称めろろごを含む)、しらすひき網漁業	130,500 隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項  
資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。

福島県資源管理方針  
(改正案)

令和 年 月

## 福島県資源管理方針

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定に基づき、福島県資源管理方針を次のように定めたので、同条第6項の規定に基づき公表する。

福島県知事 内堀 雅雄

令和2年12月1日

改正 令和3年7月1日

改正 令和4年3月29日

改正 令和6年3月26日

改正 令和6年6月28日

改正 令和6年 月 日

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の水産業は、東北地方太平洋沖地震の前年である平成22年の海面漁業生産量では7万9千トンで全国16位、生産額は182億円で全国17位と全国的には中位に位置していた。震災の影響により沿岸漁業が操業自粛を余儀なくされたが、漁業再開に向け、福島県漁業協同組合連合会は平成24年6月から小規模な操業と販売を行う試験操業を開始した。試験操業は、徐々に対象種・海域等を拡大し、震災前に行っていたほぼ全ての漁業種類が操業可能となり、出荷先や市場での一定の評価を得るなど、その目的が達成されたことから、令和3年3月で終了し、令和3年4月から本格的な操業に向けた取組へと移行した。令和元年の生産量は6.9万トンで全国14位、生産額は87億円で全国34位となっている。また、平成30年における漁業就業者数は、約1.1千人であり、産地魚市場を有する沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定め

ることとする。

## 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

## 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。
- (2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び都道府県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 福島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針、特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1-8 かたくちいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。)) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限り

ではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。また、各知事管理区分への配分量は、知事管理区分における資源管理の取組み状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとする。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)に繰越せるものとする。

また、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)から超過分の配分量を差し引き、超過した福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)に充当するものとする。

なお、融通等を含め本県に追加配分された漁獲可能量は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

#### 1 緊急報告体制

1隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

#### 1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県くろまぐろ (大型魚) 漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業(漁業法第57条第1項及び漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1項第2号に定める小型機船底びき網漁業をいう。以下同じ。)、沿岸流し網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第5号に定める刺し網漁業をいう。以下同じ。)、小型定置網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第11号に定める小型定置漁業をいう。以下同じ。)、固定式さし網漁業(福島県漁業調整規則第4条第1項第8号に定める固定式刺し網漁業をいう。以下同じ。)及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まあじ漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000隻日
沿岸流し網漁業	89,100隻日
小型定置網漁業	900隻日
固定式さし網漁業	142,800隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源  
まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
福島県まいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
沿岸流し網漁業	89,100隻日
小型定置網漁業	900隻日
固定式さし網	142,800隻日

第5 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まさば及びごまさば太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位: 隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源  
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
福島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準  
全量を福島県するめいか漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業及び固定式さし網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位: 隻日)
小型機船底びき網漁業	5,000 隻日
沿岸流し網漁業	89,100 隻日
小型定置網漁業	900 隻日
固定式さし網漁業	142,800 隻日

第 5 その他資源管理に関する重要事項  
特になし。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県まだら本州太平洋北部系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまだら本州太平洋北部系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

小型機船底びき網漁業、沿岸流し網漁業、小型定置網漁業、固定式さし網漁業及びその他福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県まだら本州太平洋北部系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下、この別紙の第 2 から 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福島県かたくちいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（体色が銀色のもの以外のものをいう）を漁獲対象とする漁業については、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合におけるしらすを漁獲対象とする漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類において、同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
機船船びき網漁業のうち、しらうお、こうなご（通称めろうどを含む）、しらすひき網漁業	130,500 隻日

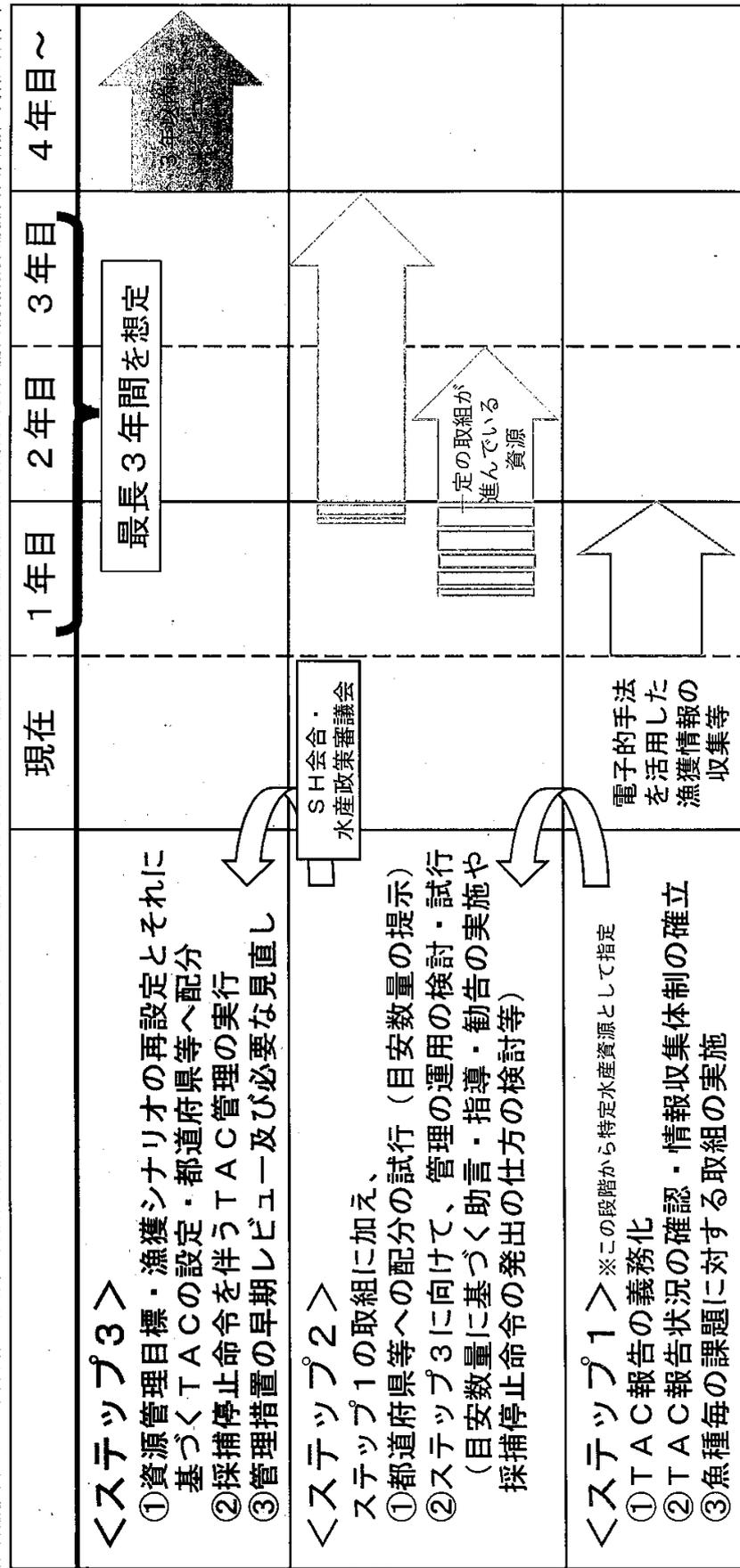
第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

# TAC管理のステップアップの考え方

(参考資料)

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展を得ることとし、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー(SH)会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。  
(ステップ1・2で最長3年間の想定)



# ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定</li> </ul>
漁獲シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな資源管理の目標に基づき漁獲シナリオを選択</li> </ul>
TACの設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>左に同じ</li> </ul>
TACの配分	<ul style="list-style-type: none"> <li>実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない</li> <li>ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容に含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）</li> </ul>
漁獲が積み上がった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討 ※</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告・採捕停止命令」を実施</li> </ul>
自主的な資源管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映</li> </ul>
魚種毎の課題に対する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源の特性や漁業の実態を踏まえ、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たつての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする</li> <li>ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>導入された運用等により課題解決が図れているかを検証</li> <li>必要に応じ運用の改良等を検討</li> </ul>

※ 漁獲実績を積み上げるために明らかに明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操作が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

## 議案第2号

特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ・まいわし太平洋系群及びかた  
くちいわし太平洋系群）（諮問・答申）



6生流第3327号  
令和6年11月12日

福島海区漁業調整委員会長 様

福島県知事



特定水産資源の漁獲可能量について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、同条第2項の規定により貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 副主査 酒井 電話 024-521-7379）

(別紙)

- 1 概要：特定水産資源のうち、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群について、国から県に対し、漁獲可能量の配分が見込まれるため、福島県資源管理方針（以下、「資源管理方針」という。）に即して、令和7管理年度の知事管理分の漁獲可能量を設定するもの。
- 2 根拠法令等：漁業法第16条第1項（知事管理漁獲可能量の設定）
- 3 策定必要性：特定水産資源である「まあじ」、「まいわし太平洋系群」及び「かたくちいわし太平洋系群」の令和7管理年度（令和7年1月1日～令和7年12月31日）の当初配分数量については、同法第15条第1項第2号に基づき農林水産大臣が定めるが、知事は、その範囲内において、資源管理方針に則して知事管理漁獲可能量を定める必要があるため。
- 4 策定の内容：農林水産大臣からの配分について、資源管理方針に定める漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に即して、以下のとおり定める。

特定水産資源	内 容
まあじ	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まあじ漁業に配分する。
まいわし太平洋系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分する。
かたくちいわし太平洋系群	本県に配分された都道府県別漁獲可能量（92,000 トンの内数）の全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。

- 5 諮問予定：令和6年12月2日開催  
第22期第20回福島海区漁業調整委員会で諮問

(スケジュール)

- 10月22日 農林水産大臣から漁業法第15条第4項に基づく意見照会
- 11月1日 水産政策審議会
- 11月7日 農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
- 11月下旬 都道府県別漁獲可能量の公表（官報掲載）
- ～12月上旬 農林水産大臣へ知事管理漁獲可能量の承認申請
- 12月中旬 農林水産大臣から知事管理漁獲可能量の承認通知
- 12月末まで 知事管理漁獲可能量の公表（県報登載、水産課HP）  
関係機関へ通知

福島県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和7管理年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

一 まあじ

知事管理区分 福島県まあじ漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

二 まいわし太平洋系群

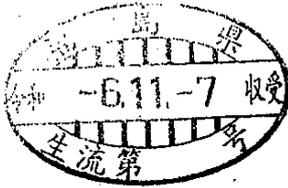
知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

三 かたくちいわし太平洋系群

知事管理区分 福島県かたくちいわし太平洋系群漁業

配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（92,000トンの内数）の全量



6 水管第 2325 号  
令和 6 年 11 月 7 日

福島県知事 殿

農林水産大臣 小里 泰弘

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
さんま		0.00%	
まあじ	現行水準	0.01%	50 トン未満
まいわし太平洋系群	現行水準	0.00%	100 トン未満
まいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし対馬暖流系群			

うるめいわし対馬暖流系群			
かたくちいわし太平洋系群	92,000 トンの内数	-	
かたくちいわし瀬戸内海系群			
まだい日本海西部・東シナ海系群			

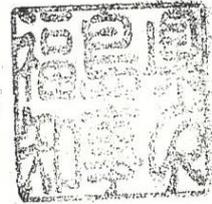
福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問・答申）



6 生流第 3 3 0 1 号  
令和 6 年 1 1 月 1 3 日

福島海区漁業調整委員会 会長 様

福島県知事



福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 6 8 号）を別紙のとおり改正したいので、漁業法（昭和 2 4 年法律第 2 6 7 号）第 5 7 条第 5 項及び同法第 1 1 9 条第 8 項並びに水産資源保護法（昭和 2 6 年法律第 3 1 3 号）第 4 条第 7 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

（事務担当 農林水産部水産課 主査 新関 電話 024-521-7379）

## 福島県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

### 1 改正理由

#### (1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第66号）が令和6年6月26日に公布され、このうち、漁業法（昭和24年法律第267号）第52条に1項を加える改正規定が令和6年7月16日に施行された。

当該改正規定の内容は、水産資源の持続的な利用を確保するため、衛星船位測定送信機等の備付け及び操業期間中等の当該電子機器等の常時作動を命じられた者は、通信の妨害その他当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならないこと等を新たに規定するものである。

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号。以下「規則」という。）の当該改正については、漁業法に規定されている条項であるが、一連の手續や規制の内容について、漁業者等が適切に理解できるよう確認的に記載するものである。なお、罰則については、規則ではなく漁業法第195条第3号で規定されている。

#### (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、規則において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

#### (3) 文言の適正化

両罰規定の対象となる規定（規則第57条及び第58条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

### 2 改正内容

#### (1) 漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第49条に次の1項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

#### (2) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第57条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

### (3) 文言の適正化

規則第 57 条第 1 項各号列記以外の部分中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第 58 条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

### 3 漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障

本改正については形式的な改正であり、規則の内容について変更が生じるものではない。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第 57 条第 1 項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

### 5 経過措置

4 のただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(案)

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 年 月 日

福島県知事 内堀 雅雄

## 福島県規則第 号

### 福島県漁業調整規則の一部を改正する規則

福島県漁業調整規則（令和2年福島県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第49条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第57条第1項各号列記以外の部分中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第57条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

福島県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新案	旧
<p>第四十九条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があるときは、第四条第一項第三号から第九号までに掲げる漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>	<p>第四十九条 知事は、国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があるときは、第四条第一項第三号から第九号までに掲げる漁業の許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機（人工衛星を利用して船舶の位置の測定及び送信を行う機器であつて、次の各号に掲げる基準に適合するものをいう。）を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p>

新 (案)	旧
<p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定に違反したとき。</p> <p>二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第三項の規定により付けた条件に違反したとき。</p> <p>三 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第十三項において準用する第二十条第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項の規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十八条 第二十五条第一項(第四十六条第八項において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。</p>	<p>一 第三十三条第一項、第三十四条から第四十二条まで、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 第三十三条第十三項において準用する第十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条第三項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第二十三条第一項(第三十三条第十三項において準用する場合を含む。)、第三十三条第十三項において準用する第二十条第二項、第四十四条第二項又は第四十八条第一項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p> <p>第五十八条 第二十五条第一項(第四十六条第八項において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十三条第十項又は第四十三条第一項の規定に違反した者は、科料に処する。</p>

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五十七条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議 の結果について

- 日 時 令和6年10月31日(木)
- 場 所 愛知県名古屋市 KKRホテル名古屋
- 参集者 北海道から三重までの12海区
- 福島海区出席者 今野会長、山廻邊事務局長、佐藤次長、酒井副主査

### 次 第

#### 1 開 会

愛知海区漁業調整委員会 会長

#### 2 挨拶

- ・愛知海区漁業調整委員会 会長 山下 三千男
  - ・全国海区漁業調整委員会連合会 会長 今野 智光
- 来賓挨拶
- ・水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土方 教義
  - ・愛知県副知事 古本 信一郎

#### 3 議長選出

#### 4 議事録署名人選出

#### 5 報告事項

令和6年度総会議決事項の要望活動結果について

#### 6 議 事

第1号議案 令和7年度総会に向けた要望事項について

第2号議案 次年度開催海区について

その他

#### 7 講 演

題 目 海区漁業調整委員会の権限と役割

講 師 水産庁資源管理部管理調整課 課長補佐 土方 教義

#### 8 閉 会

## 会議結果の概要

### ○挨拶

主催者を代表し、今野会長より挨拶を行った。

### ○報告事項

令和6年度要望活動の結果について

全漁調連事務局（山廻邊事務局長、佐藤次長、酒井副主査）より、活動結果、国からの回答について報告した。

### ○第1号議案

令和7年度要望事項について

ブロック内から提出された要望事項について、提案海区が説明。

当海区からは、遊漁者の組織化と遊漁における資源管理について提案。

提案議題は下記の新規提案も含め全て承認された。

#### [東日本ブロックでの新規提案事項]

- ・沿岸漁業者に配慮したクロマグロ漁獲枠の増枠及び新規での承認を要望する（静岡）
- ・クロマグロ漁獲可能量管理について、2002年から2004年をTAC設定の基準年にしたこと、および上記期間の小型魚の平均漁獲量の削減率を50%としてTACを設定したこと等の科学的根拠を明らかにすること。また、TACの設定方法、および大臣許可漁業と知事管理漁業へのTACの配分方法に関して、抜本的な見直しを行うこと（神奈川）
- ・漁獲可能量管理の運用に当たり、枠の不足により休漁が必要になるなど、漁業経営への損失が生じないよう柔軟な対応が可能な制度を検討すること（茨城）
- ・ステップアップ管理について、あらかじめ移行時期を定めるのではなく、十分に議論し漁業者の理解を得た上で実施すること（茨城）
- ・ミニボート航行に際し、漁船等近づかない、出入港時は漁船の出入港時を避けるなどの安全対策を講じるよう遊漁者団体やボート製造・販売業界等への指導を行うこと。またミニボート利用者に対し、海上保安庁等の指導機関が直接現場で注意喚起を行うなど指導を徹底すること（茨城）

- ・ミニボートについて、夜間航行の禁止航行区域の制限、安全装置の義務化等の制度改正に取り組むこと（静岡）
- ・国が主体となって遊漁者、特にプレジャーボートに対して、資源管理を行わせる体制の整備、及び規制していただけるよう要望する（茨城、静岡）

○第2号議案

次期開催海区について

令和7年度東日本ブロック会議は、三重海区で開催することが承認された。

○その他

特になし

○講演

題目

「海区漁業調整委員会の権限と役割」

水産庁資源管理部管理調整課土方課長補佐より、海区漁業調整委員会についての設置の根拠や委員の構成、委員会指示等の権限や漁業権設定時における役割等を内容とする講演があった。